

第 8 回子どもデータ連携ガイドライン検討会

議事概要

- 日時 令和 5 年 12 月 22 日（金） 11:00～12:30

- 場所 オンライン開催

- 出席者（50 音順、敬称略）
主査：新保幸男
委員：石井夏生利、西内啓、能島裕介、野戸史樹、山野則子

- 議題
 1. 「早期発見に必要なデータ項目の整理について」の調査状況の報告と議論
 - 1.1 「基本連携データ項目」の調査結果のご報告
 - 1.2 「その他データ項目」の調査状況のご報告
 2. ガイドラインの記載概要についてのご報告
 3. その他ご相談事項
 4. 本会議における方針について

- 議事概要
 1. 「早期発見に必要なデータ項目の整理について」の調査状況の報告と議論
 - 1.1 「基本連携データ項目」の調査結果のご報告
「基本連携データ項目」について、自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。
 - ・ 学校の定期健診の事後措置の情報について、定期健診後の対応は教師や保護者間の関係性に依存してしまうという点から、教師の負担が増加し、対応できていない等の課題が生じているため検討すべきである。
 - 1.2 「その他データ項目」の調査状況のご報告
「その他データ項目」について、自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。
 - ・ 「その他データ項目」の文言について記載に適した文言を再度検討する必要がある。
 - ・ いじめ被害経験がある人はいじめ加害経験も両方経験があることが、明らかになっているため、いじめ加害経験も追加するべきである。
 - ・ 子どもデータについては非常に機微な内容であるため「その他データ項目」の活用には慎重な立場である。

2. ガイドラインの記載概要についてのご報告

ガイドラインの記載概要について、自由討議が行われた。主な内容は以下の通り

- ・ こどもの保護について諸外国の法令がどのような意図で措置を講じているかといった情報は重要であるため、こどもの保護についての諸外国の立法状況や関連する議論の動向についてガイドライン 1 章に追記するべきである。
- ・ 委託を受けた事業者が事業者自身の目的のためにデータを活用することへの懸念といった論点があるが、こどもデータ連携の取組において扱う情報は非常に機微であるため、そのようなことがないように考慮すべきである。
- ・ 今後、本取組は実証に留まらず、通常の政策上の取組として運用されていく想定である。そのためには実証に参加されている自治体に加えて、一般からの意見を伺う必要があるのではないか。
- ・ データ連携を実施する際に、取得元となるシステムを開発したベンダーが複数存在する場合、データ連携を行う際の費用が高額となり課題となっている。そのような課題感についての記載とともに、小規模な自治体や、IT リテラシーの高い人材を有していない自治体でも実施可能となるよう今後の取組方針を検討いただきたい。
- ・ 地方公共団体の標準業務のシステムについては標準化されていく認識であるが、校務支援関連のデータは標準化されておらず、データの連携が難しい点も課題となっているため、校務支援系のベンダーがデータ標準化に合わせたデータ統合が行えるよう、サポートや基準の提示が重要である。

3. その他ご相談事項

こどもデータ連携ガイドラインの作成にあたり、自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。

- ・ データの利用が著しく制限されたり、著しく容易になったり極端にならないよう、データの活用にあたってデータの選定の方法や考慮すべき点を適切に記載していただきたい。
- ・ 政策の透明性の観点から議事要旨や議論の過程を公開すべきである。

4. 本会議における方針について

本会議の議論内容に対する方針について説明が行われた。内容は以下の通り。

- ・ 本会議における議論内容については、主査に一任することとし、事務局にて詳細を検討する。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY のコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7 万人を超える EY のコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは ey.com/ja_jp/consulting をご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁と E Y ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「E Y」という。）との間で締結した令和 5 年 4 月 24 日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. E Y は、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、E Y は一切の責任を負うことはございません。